

エグゼクティブ・リーダーシップ・プログラム

先行きが不透明なビジネス環境において、執行役員・CxOが果たすべき役割と責任は増すばかりです。日々のビジネス活動の拠り所となる経営知識を、組織の命運を左右する「武器」として自在に使いこなせているか。その確信の有無が、企業の成長スピードを決定づけます。

エグゼクティブ・リーダーシップ・プログラム(ELP)は、会員企業の役員・CxOの皆様に向けて新経済連盟が作成した、他にはない完全オリジナル研修です。新任・現任を問わず、役員・CxOとして一度は持つべき知識を体系的に凝縮したプログラムとなっております。全5回で構成され、各回、前半は第一線の講師陣による知識習得に向けた講義、後半は現役経営トップとのディスカッションやネットワーキングの時間とし、第一線の経営層や志を同じくする仲間との議論を通じて、リーダーとしての成長の機会を提供します。

経営者の皆様におかれましては、昨今の不確実性の高いビジネス環境下において、経営の舵取りを共に担う次世代の経営層育成の一助としても、本研修の活用を是非ご検討ください。

■対象

新経済連盟 一般会員企業 執行役員・CxO (新任・現任は問いません。詳細はお問い合わせください)

■日程・カリキュラム詳細

*7月～9月の日程は確定次第、お知らせいたします。

日程・構成	講義・ワーク (13:00～16:30)	講演・交流 (16:45～17:30)
5/27(水) 心得・役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 経営者の視座：視座を高め、「Doing (自ら動く)」から「Being (あるべき姿を示す)」へのシフト ● 持続的な組織作り：ビジョンを浸透させ、次代のリーダーが育つ組織文化・仕組みの設計 ● ステークホルダー・マネジメント：株主、顧客、社会、社員との良好な関係構築 	
6/24(水) ガバナンス 会計知識	<ul style="list-style-type: none"> ● 経営指標の読み解き：P/L, B/S, C/Fの構造理解。ユニットエコノミクス (LTV/CAC) を軸とした、投資フェーズにおける数字の見方 ● 資本政策や投資判断の基準：資本政策と連動した投資・M&A等の意思決定、およびサンクコストを排し事業継続・撤退 	
7月 コンプライアンス	<ul style="list-style-type: none"> ● 経営者の法的責任：役員善管注意義務や法的な不祥事を防ぐための監視・牽制体制 ● コンプライアンス：形式的な法令遵守を超えた、倫理観とブランド価値を守るためのリスク管理 ● クライシス・マネジメント：不祥事やSNS炎上等において、社会的信頼を維持するための初動判断と経営者発信術 	毎回、理事・幹事・会員企業CxOから一名をゲストとして招き、各日程の研修テーマに即した内容について講演、その後はゲストと交流
8月 労務管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 労務リスク管理：ハラスメント、メンタルヘルス対策等のリスク ● 働き方の多様性と制度設計：柔軟な働き方と生産性を両立させるための労務規定とマネジメント ● エンゲージメントと人的資本：労基法を遵守した上で社員のパフォーマンスを最大化させる組織運営 	
9月 政策経営 テクノロジー動向	<ul style="list-style-type: none"> ● パブリック・アフェアーズ(政策経営)：政策と連動することで事業機会や企業活動を最大化 ● テクノロジーの動向：先端技術の動向等が今後の自社事業に与える影響を洞察する。 ★ 総括ワーク 「経営者としての100日行動宣言」の発表 	
特別食事会	プログラム終了後に新経連幹部との特別食事会を別途開催します (9～10月予定)	

■ ELP講師陣 各分野を代表するエキスパートが講義を担当します



奥本 英宏氏 リクルートワークス研究所 アドバイザー

1992年リクルートマネジメントソリューションズ入社。2011年から代表取締役社長を12年間務める。2020年にリクルートワークス研究所所長に就任し、2025年より現職。人的資本経営やリスクリングの第一人者として、組織と個人の新しい関係性を提言している。政府各省の検討委員も多数歴任。



荒川 陽子氏 Great Place To Work® Institute Japan 代表

2003年リクルートマネジメントソリューションズ入社。営業職として中小～大手企業まで、顧客企業が抱える人・組織課題に対するソリューション提案を担う。その後は営業組織を統括しつつ、2015年に同社組織行動研究所を兼務し、女性活躍推進テーマの研究を行う。2020年より現職。



更家 忍氏 あずさ監査法人 アドバイザー・統轄事業部ディレクター

公認会計士。商社を経て2004年あずさ監査法人入所、監査およびIPO準備支援業務に従事。ジャスダック上場審査部出向、スタートアップのCFOへの転職を経て、2017年に復職。一貫して上場支援業務および会計関連アドバイザー分野で活躍。2025年からはグロスサポート事業も兼務。



橘 裕道氏 SBアットワーク株式会社 シニアコンサルタント

1990年リクルートマネジメントソリューションズ入社。250社以上の人材育成・組織開発等に携わる。2008年にSBアットワークに転じ、SBグループ各社の人事制度改革をけん引する。2015年の義務化以前からストレスチェックを実施し、関連するサービス開発を担う。国家資格 キャリアコンサルタント、JOICO産業カウンセラー。



横尾 健氏 あずさ監査法人アドバイザー・統轄事業部ディレクター

公認会計士。銀行系コンサルティングファームを経て2014年にあずさ監査法人に参画。経営管理・組織再編・経理管理のプロフェッショナルとして、大手企業の管理会計・業績管理の改善、持ち会社化等の組織再編・PMI等のプロジェクトを担当。2021年から23年まで英国KPMGに出向。



伊藤 和真氏 PoliPoli 代表取締役 / 新経済連盟 幹事

慶大在学中の2018年に「俳句でふてふ」を開発。売却後に政治と民間をつなぐプラットフォームPoliPoliを起業。ルール形成戦略の専門家として「政策経営」の重要性を唱え、テクノロジーで政策形成プロセスをアップデートし、官民連携による社会課題解決の推進を担う。各省庁の有識者委員を歴任。2026年新経連幹事就任。



平尾 覚氏 西村あさひ法律事務所 パートナー

検察官として東京地検特捜部等を経て2011年に弁護士登録。2012年に公認不正検査士登録。コーポレート・ガバナンスと危機管理の第一人者として、企業社外役員や公的機関の委員を多数歴任。不祥事対応の第三者委員会でも豊富な実績を持つ。「ベストビジネス弁護士100 2025」選出。

■ 講演・交流ゲスト 著名企業の現役CxOから実体験を学びます

* 調整中につき確定次第お知らせします。

■ 参加要領

■ 申込方法

- 当連盟Webサイトからお申し込みください。
<https://jane.or.jp/proposal/event/27674.html>
- 年会費の未納がないことを予めご確認ください。
- 原則として全日程、会場でのご参加となります。

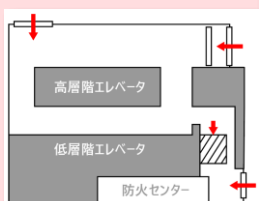
■ 受講料

- 550,000円 (1名様につき、消費税込)**
- ※お支払いにつきましては、ご請求書を発行いたします。

■ 会場

虎ノ門琴平タワー 26階
(東京都港区虎ノ門1-2-8)

注) 貨物用エレベーターをご利用のうえ、26階までお越し下さい。エレベーターホールのエレベーターは25階までしか運行していません。



■お問合せ先 academy@jane.or.jp

■主催 一般社団法人新経済連盟 | 東京都港区虎ノ門1-2-8 虎ノ門琴平タワー5階 050-5835-0770 (代表)



新経連アカデミー 受講規約

第1条 (適用範囲および同意)

(1) 本規約は、一般社団法人新経済連盟（以下「乙」という）が提供する「新経連アカデミー」（以下「本プログラム」という）を、申し込んだ法人（以下「甲」という）およびその指定する受講者が受講する際の諸条件を定めるものです。

(2) 甲は、受講者に対して本規約の内容を遵守させるものとします。

(3) 甲は、申込み時に記入した情報（以下「登録情報」という）の取り扱いについて、以下の事項に同意するものとします。

①乙が、本プログラムに関する各種連絡、運営、および関連する情報提供（今後のイベント案内等を含む）のために登録情報を利用すること。

②乙が、本プログラムの円滑な進行および指導を目的として、受講者名簿等の形式により登録情報を講師に提供すること。

第2条 (受講契約の成立と制限)

(1) 乙が甲からの申込みを承諾した時点で受講契約が成立します。ただし、定員に達している場合や、募集状況により開催中止となる場合があります。

(2) 本プログラムは、原則として新経済連盟会員企業の執行役員・CxOを対象とします。非会員企業等の場合は乙の個別の承認を必要とします。

(3) 同一企業から複数名の申込みも可能ですが、多様性確保の観点から調整を依頼する場合があります。

第3条 (受講料の支払い)

(1) 甲は、乙が発行する請求書に基づき、原則として請求書受領日の翌月末日（当該日が銀行休業日の場合はその前営業日）までに、受講料を一括で支払うものとします。なお、分割払いについては原則として認められません。

(2) 前項に定める期日までに受講料の支払いが確認できない場合、乙は甲および受講者に対し、何らの催告を要せず、本プログラムへの出席および第9条に定める会員サイト内の受講者専用ページ（以下「本サイト」という）へのアクセス権を停止することができるものとします。

(3) 振込手数料その他支払いに要する費用は、甲の負担とします。

第4条 (キャンセル・返金規定)

(1) 受講決定通知後のキャンセルについては、以下の通りキャンセル料を申し受けます。

第一回開催日の7日前～3日前：受講料の50%

第一回開催日の2日前～当日：受講料の100%

(2) 第一回講義の開始後、受講者の都合（欠席・中断・途中キャンセル等）により受講を継続できない場合、理由の如何を問わず受領済みの受講料の返金は一切いたしません。

第5条 (受講者の交代・欠席・修了条件)

(1) 本プログラムは同一の受講者による全回受講を原則とし、受講者の途中交代は原則として認められません。

(2) 受講者は、全5回のうち8割以上出席することを修了要件とします。

(3) やむを得ない事情による欠席・遅刻については事前に事務局へ相談するものとします。乙の判断により、講義資料や録画データの共有等のフォローを行う場合がありますが、代理人の出席は認められません。

第6条 (開催内容の変更・中止等)

(1) 講師の急病、悪天候、感染症の流行、通信障害、システム障害その他の事由により、本プログラムの実施が困難と乙が判断した場合、乙は事前に通知することなく、開催日、プログラム内容、開催形態（対面からオンラインへの切り替え等）を変更できるものとします。

(2) 戦争、内乱、大規模な災害、停電、その他不可抗力の事由により、本プログラムの継続的な提供が困難であると合理的に判断した場合、乙は本プログラムの全部または一部を中止することができるものとします。

(3) 前項に基づき本プログラムを中止した場合、乙は、未実施分に相当する代替プログラムの提供、または受講料の精算・返金のいずれかを行うものとします。甲は、乙がいずれの方法を選択するかについて異議を申し立てることはできないものとします。

第7条 (知的財産権およびプライバシー保護)

(1) 本プログラムに関連して甲に提供される一切のコンテンツ（講義資料、音声、映像、プログラム構成、ノウハウ等）に関する知的財産権（著作権法第27条および第28条の権利を含む）は、講師または乙に帰属します。

(2) 甲および受講者は、乙の事前の承諾なく、講義の録音、録画、キャプチャ撮影等を行ってはならず、また配布資料等の複製、転載、転売、二次利用（自社内での研修利用等を含む）をしてはならないものとします。

(3) 乙は、本プログラムの様子を撮影（写真・映像）し、公式サイト、広報活動、または活動報告等の目的で使用できるものとし、甲および受講者はこれを承諾するものとします。ただし、受講者が特段の事情により掲載の拒否を希望する場合は、事前に事務局に申し出るものとします。

第8条 (禁止事項および受講の停止・剥奪)

(1) 受講者が以下の各号のいずれかに該当する行為を行った場合、乙は事前の催告をすることなく、当該受講者の受講資格を停止または剥奪し、以後の講義および会場への立入りを禁止することができるものとします。

① 他の受講者に対する執拗な営業活動、および宗教・政治団体等への勧誘行為。

② 他の受講者または講師に対する誹謗中傷、名誉毀損、ハラスメント、その他公序良俗に反する迷惑行為。

③ 講義の進行を著しく妨げる行為、または本プログラムの運営を阻害する行為。

④ 本規約のいずれかの条項に違反し、乙の是正要求に従わないとき。

⑤ その他、本プログラムの受講者として不相当であると乙が合理的に判断したとき。

(2) 前項に基づき受講資格が停止または剥奪された場合、乙は、受領済みの受講料を一切返金しないものとします。また、これにより甲または受講者に生じた損害について、乙は何ら責任を負わないものとします。

第9条 (会員サイトおよび資料の閲覧)

(1) 乙は、本プログラムの講義資料および関連情報の一部を、本サイトに掲載します。

(2) 講師の意向、知的財産権の保護、または運営上の都合により、すべての講義資料および録画データの提供を保証するものではありません。

(3) 本サイトおよび掲載コンテンツの閲覧期間は、本プログラム終了日から起算して3ヶ月間とし、期間経過後は予告なくアクセス権を停止します。甲および受講者は、閲覧期間内に各自の責任において必要な資料の保存を行うものとします。

(4) 甲および受講者は、本サイトのログインIDおよびパスワードを厳重に管理し、受講者本人以外の第三者（社内の他従業員を含む）への開示、貸与または共有を一切行ってはならないものとします。

第10条 (本規約の変更)

(1) 乙は、以下の各号のいずれかに該当する場合、甲および受講者の承諾を得ることなく、本規約の内容を変更できるものとします。

① 本規約の変更が、甲および受講者の一般の利益に適合するとき。

② 本規約の変更が、受講契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。